

令和5年9月28日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

# 厚生常任委員会報告資料

福祉子どもみらい局

# 目 次

ページ

1	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について .....	1
2	「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」の骨子案について .....	4
3	都道府県こども計画の策定に向けた審議体制案について .....	8
4	児童虐待による死亡事例等調査検証等について .....	9
5	「神奈川県再犯防止推進計画」の改定骨子案について .....	11
6	「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定骨子案について .....	14
7	箱根老人ホームに係る県有財産の譲渡先について .....	18
8	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画素案について .....	20
9	神奈川県立総合療育相談センターの今後の方向性について .....	22
10	県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプランについて .....	25
11	県立障害者支援施設「厚木精華園」における虐待事案について .....	29
12	県立障害者支援施設の方向性について .....	30
13	「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の改定骨子案について .....	34
14	神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について .....	38

## 1 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づく福祉子どもみらい局所管条例の見直し結果について

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直しの周期は、5年を経過するごととしており、今回、福祉子どもみらい局において所管する次の条例について当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

### 条例の見直しの結果

改正を検討する必要がある条例

条 例 名	見直し結果
神奈川県子ども・子育て支援推進条例	<p>当事者目線の子ども・子育て支援を推進するため、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った支援の推進について条例への位置づけを検討する必要がある。</p> <p>全ての子どもが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向け、多様な主体が参画・連携した子育て環境づくりについて条例への位置づけを検討する必要がある。</p> <p>社会的・文化的な性差の解消に向けた取組についても、条例への位置づけを検討する必要がある。</p> <p>「ヤングケアラー」や「医療的ケア児」など、近年顕在化した課題を踏まえた対応についても検討する。</p>

参考

条例の見直し結果概要

条 例 名	神奈川県子ども・子育て支援推進条例		
条 例 番 号	平成19年神奈川県条例第6号	法 規 集	第6編第2章第3節の3
所 管 室 課	福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課		
条 例 の 概 要	子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性  （現在でも必要な条例か。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年の出生数が80万人を下回り、急速に少子化が進行するとともに、家族形態の多様化、働き方の変化、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境が大きく変化中、県民が安心して子どもを産み育てられるための環境整備の必要性は以前にも増して高まっており、今後も必要な条例である。</li> </ul>	
	有効性  （現行の内容で課題が解決できるか。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>今までの子ども・子育て支援は、子どもを発達の途上にある「支援が必要な者」として捉え、保護者や支援者の立場から子ども・子育て支援を行ってきたが、今後は、子どもを当事者として中心に据え、「子どもが社会で健やかに成長するために周囲がどう支援していくか」という子ども目線で施策に取り組む必要がある。</li> <li>令和5年4月に施行された「こども基本法」においても、子ども施策に対する子どもの意見反映が義務化されるなど、当事者である子どもを「まんなか」に据えて子ども施策を展開することが求められていることから、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った支援の推進について条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>令和5年4月に「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を施行し、共生社会の実現に向け取り組んでいるところであるが、子育て支援についても多様な主体が参画・連携し、障がいの程度に関わらず全ての子どもが自分らしく暮らすことができる社会づくりが求められている。</li> <li>また、「ヤングケアラー」や「医療的ケア児」など、近年顕在化した課題を踏まえた対応についても検討する。</li> <li>さらに、男性の育休取得率の低さや女性に育児負担が集中する「ワンオペ育児」などの課題に対し、子育てにおける社会的・文化的な性差の解消に向けた取組も必要であることから、これらの課題について、条例への位置づけを検討する必要がある。</li> </ul>	

<p>効率性</p> <p>( 現行の内容で効率的といえるか。 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例に基づき、県による子ども・子育て支援施策が総合的に展開されるとともに、事業者の認証制度、表彰などの枠組みの下、事業者や団体等による子ども・子育て支援の取組の活性化が図られるなど、効率的な内容になっている。</li> </ul>	
<p>基本方針適合性</p> <p>( 県の基本的な方針に適合しているか。 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例は、「かながわグランドデザイン 第3期実施計画」が掲げる「子ども・子育てを支える社会環境の整備」や「支援を必要とする子ども・家庭への対応」など、子ども・子育て支援を推進するためのものであり、県政の基本方針に適合している。なお、現在、新しい総合計画を策定中であるため、その基本方針に適合するかは今後確認する必要がある。</li> </ul>	
<p>適法性</p> <p>( 憲法、法令に抵触しないか。 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本条例は、子ども・子育て支援について、基本理念を定め、並びに県、事業者、子ども・子育て支援機関等及び県民の責務を明らかにするとともに、子ども・子育て支援を推進するための基本となる事項を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。</li> </ul>	
<p>その他</p>		
<p>見直し結果</p>	<p>1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。</p> <p>2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。</p> <p>3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。</p> <p>4 改正及び運用の改善等を検討する。</p> <p>5 廃止を検討する。</p>	<p>理由等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者目線の子ども・子育て支援を推進するため、子どもの意見表明権の保障や子どもの目線に立った支援の推進について条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>・ 全ての子どもが自分らしく暮らすことができる社会の実現に向け、多様な主体が参画・連携した子育て環境づくりについて条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>・ 社会的・文化的な性差の解消に向けた取組についても、条例への位置づけを検討する必要がある。</li> <li>・ 「ヤングケアラー」や「医療的ケア児」など、近年顕在化した課題を踏まえた対応についても検討する。</li> </ul>

## 2 「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」の骨子案について

困難な問題を抱える女性や、配偶者等からの暴力被害者（以下「DV被害者」という。）を支援するための「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」（以下「新計画」という。）を策定することとし、今般、令和6年度を初年度とする新計画の骨子案を作成したので報告する。

### (1) 策定の趣旨

令和6年4月に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）第8条の規定に基づく、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定と、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3の規定に基づく配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の改定を一体として新計画を策定する。

### (2) 新計画策定の考え方

#### ア 基本的な考え方

困難女性支援法が、女性の抱える問題が複雑化し、ニーズに応じた新たな支援の枠組みを構築するために制定されたことや、DV防止法が、配偶者からのあらゆる暴力は重大な人権侵害であるという趣旨で改正されたことを踏まえ、こうした困難な問題を抱える女性等の意思が尊重され、自立に向けて多様な支援が切れ目なく実施されるよう新計画を策定する。

困難な問題を抱える女性等の福祉の増進という観点から、当事者目線、ジェンダー目線に立った施策を新計画に位置付け、ともに生きる社会の実現を目指す。

#### イ 「困難女性支援法に基づく基本計画」と「かながわDV防止・被害者支援プラン」（以下「DVプラン」という。）との一体化

困難女性支援法では、支援の対象が、「様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性」と幅広く規定され、この中にはDV被害者も含まれる。

困難な問題を抱える女性に関する支援施策を総合的に推進するため、「困難女性支援法に基づく基本計画」と、令和6年3月に計画期間が満了する現行の「DVプラン」の改定計画を一体化して、新計画を策

定する。

DV防止法では、男性も含めたDV被害者を対象としていること、また、困難女性支援法では、性自認が女性であるトランスジェンダーの方に配慮して支援を検討することとしていることから、新計画では、男性や性的マイノリティの方へも配慮することとする。

## ウ 新計画策定に向けた意見聴取

新計画の策定にあたり、困難な問題を抱える女性やDV被害者の支援を行う、県内の全市町村、民間団体、関係機関へヒアリングを行ってきたほか、困難な問題を抱える女性にアンケート調査を実施した。

### (3) 新計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

### (4) 対象区域

県内全市町村とする。

### (5) 新計画の概要

#### ア 基本目標

困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現

#### イ 基本理念

##### (ア) 当事者目線に立った支援

困難な状況におかれた方の目線に立ち、多様化したニーズに応じて、当事者の意思に沿って、多様な支援を実施すること

##### (イ) 様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援

国及び県・市町村の関係機関、柔軟な視点できめ細かい支援を行う民間団体、専門機関等の様々な機関と幅広く連携・協働しながら、早期発見、相談、一時保護、自立支援まで、切れ目のない支援を実施すること

##### (ウ) 人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援

DV被害や、女性等を巡る困難な問題は、ジェンダー平等社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であるという認識の下、国籍や生まれた場所、疾病や障がい、過去の経験に起因する様々な事柄に対する差別、社会的な排除を受けず、自立して暮らすことがで

きるよう人権に配慮した支援を実施すること

(6) 骨子案

別紙のとおり

(7) 今後のスケジュール

令和5年11月 神奈川県男女共同参画推進審議会（以下「男女審」という。）において新計画素案を審議

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に新計画素案を報告

新計画素案に対するパブリックコメントの実施

令和6年1月 男女審において新計画案を審議

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に新計画案を報告

3月 新計画の策定



## 「かながわ困難女性等支援計画（仮称）」骨子案

**第1章 計画策定の経緯****第2章 計画の基本的な考え方**

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画期間
- 4 計画に関する評価と公表

**第3章 県の現状及び取り組むべき事項**

- 1 困難な問題を抱える女性の状況
- 2 個別分野ごとの現状
- 3 支援の状況
- 4 取り組むべき事項

**第4章 計画の内容**

- 1 計画の基本目標
- 2 計画の基本理念
- 3 施策の対象者
- 4 計画の対象地域
- 5 困難な問題に対する基本認識
- 6 支援の体制
- 7 重点目標
- 8 施策の体系
- 9 具体的な施策内容

**第5章 推進体制**

- 1 法定協議会・支援調整会議
- 2 神奈川県男女共同参画審議会

### 3 都道府県子ども計画の策定に向けた審議体制案について

こども基本法第10条第1項に規定する「都道府県子ども計画」の策定に向けた審議体制案の概要について報告する。

#### (1) 都道府県子ども計画の策定

国は、子ども施策に関する3つの大綱を統合し、年内を目途に「こども大綱」を新たに策定する予定である。県は「こども大綱」を踏まえ、子ども施策に関する既存の計画・指針を統合して「都道府県子ども計画」を策定する。

<b>【国の3つの大綱】</b> 少子化社会対策大綱 子どもの貧困対策大綱 子供・若者育成支援推進大綱  ↓ (統合) 「こども大綱」の策定	<b>【県の子ども施策に関する計画】</b> 神奈川県子どもの貧困対策推進計画 かながわ子ども・若者支援指針 かながわ子どもみらいプラン  ↓ (統合) 「都道府県子ども計画」の策定
---	--

#### (2) 外部有識者等による審議体制

既存の計画・指針の統合に合わせて審議体制も一体化し、既存の会議等に替わる新たな審議会を県の附属機関として設置する。

##### 【既存の審議体制】

区分	会議等名称	審議対象の計画・指針
附属機関	神奈川県子ども・子育て会議	かながわ子どもみらいプラン
	神奈川県青少年問題協議会	かながわ子ども・若者支援指針
懇話会等	かながわ子ども支援協議会	神奈川県子どもの貧困対策推進計画

##### 【新たな審議体制（案）】

区分	会議等名称	審議対象の計画
附属機関	神奈川県子ども・若者施策審議会（仮称）	都道府県子ども計画

#### (3) 今後のスケジュール

令和5年11月 第3回県議会定例会に新たな審議体制の設置条例議案及び既存の審議体制を廃止する議案を提出  
 年内目途 「こども大綱」の策定（国）  
 令和6年3月～ 「都道府県子ども計画」策定に向けた審議

## 4 児童虐待による死亡事例等調査検証等について

藤沢市で発生した児童虐待死亡事例の検証等の対応状況について報告する。

### (1) 検証の期間

再発防止の観点から、外部の有識者による検証委員会を設置し、県警察等の動向を注視しながら事案の検証を行う。

母子保健及び児童虐待の学識者、弁護士、医師による検証委員を選出し、令和5年5月から10月まで計6回の検証委員会を開催予定である。

### (2) 開催状況

#### ア 第1回

- ・日時 令和5年5月16日（火）15:30～17:00
- ・議事 ・事例概要の把握 等

#### イ 第2回

- ・日時 令和5年6月20日（火）16:00～17:30
- ・議事 ・児童相談所及び藤沢市の関わりの経過について  
・追加調査の内容、方法等について 等

#### ウ 第3回

- ・日時 令和5年7月18日（火）15:30～17:00
- ・議事 ・追加調査及び乳児院へのヒアリング調査報告  
・検討課題の抽出 等

#### エ 第4回

- ・日時 令和5年8月22日（火）14:50～16:30
- ・議事 ・追加調査報告  
・検証報告書骨子案の検討  
・県及び国への提言の検討 等

#### オ 第5回

- ・日時 令和5年9月19日（火）16:10～17:40
- ・議事 ・検証報告書案の検討  
・県及び国への提言の検討 等

### (3) 検証委員会における主な議論のポイント

これまでの委員会においては、主に次の点について議論された。

- ・ 保護者から家庭引取りの意向が示された時点での対応
- ・ 保護者の生活実態に対する評価
- ・ 関係機関による家庭引取り後の対応

(4) 今後のスケジュール

令和5年10月17日（火）第6回検証委員会

※年内に検証報告書を県に提出予定

(5) 委員一覧

(50音順、敬称略)

氏名	所属・役職	専門分野
荒木田 美香子※	川崎市立看護大学副学長	母子保健
小村 陽子	神奈川県弁護士会	弁護士
後藤 彰子	神奈川県児童福祉審議会委員	小児科医師
山本 恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所客員研究員	児童虐待

※委員長

(参考) 事例の概要

令和4年4月23日に当時2歳だった男児を虐待により死亡させた疑いで、令和5年2月21日に、実母が傷害致死容疑で逮捕、3月13日に暴行容疑で再逮捕され、4月1日に起訴された。

この男児については、当時、平塚児童相談所及び中央児童相談所が、一時保護を行うなど関与していた。

## 5 「神奈川県再犯防止推進計画」の改定骨子案について

平成31年3月に策定した「神奈川県再犯防止推進計画」について、計画期間を5年（平成31年度～令和5年度）としているため、改定を行うこととし、今般、計画の改定骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

「罪を犯した人が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支え合う社会づくり」を目標とする現行計画の趣旨を継承しつつ、令和5年3月に策定された国の第二次再犯防止推進計画の内容や現行計画の成果、課題等を踏まえ、計画を改定する。

#### イ 計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に規定された「地方再犯防止推進計画」として、再犯防止推進施策を円滑に実施するために策定する。

#### ウ 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

### (2) 改定のポイント

#### ア 市町村や関係機関等とのネットワークの構築

刑務所等を退所した高齢者、障がい者や薬物で罪を犯した者等への支援体制を強化するため、市町村・国機関・民間協力者等とのネットワークの構築を進める。

#### イ 当事者の目線に立った支援

罪を犯し立ち直りを図る者へのヒアリングを行い、課題や必要な支援について検討し計画に位置付ける。

#### ウ 再犯防止に向けた理解促進

再犯防止を取り巻く現状や過去に罪を犯した者の置かれている状況について理解促進を図り、罪を犯した者の立ち直りを支える地域社会

づくりを目指す。

(3) **改定骨子案**

別紙のとおり

(4) **今後のスケジュール**

令和5年11月 第3回神奈川県再犯防止推進会議において改定計画素案を作成

神奈川県社会福祉審議会に改定計画素案を報告

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施

令和6年1月 第4回神奈川県再犯防止推進会議において改定計画案を作成

2月 第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告

3月 神奈川県社会福祉審議会に改定計画案を報告  
計画の改定

## 「神奈川県再犯防止推進計画」改定骨子案

## 1 計画の概要

- (1) 計画改定の趣旨
- (2) 計画の性格
- (3) 計画の基本方針
- (4) 計画の期間

## 2 本県における再犯防止を取り巻く状況

- (1) 刑法犯認知、検挙状況
- (2) 検察における事件の状況
- (3) 矯正施設の入所者等の状況
- (4) 更生保護に関わる状況

## 3 施策の展開

- (1) 就労・住居の確保
  - ア 就労の確保
  - イ 住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
  - ア 高齢者又は障がいのある者等への支援
  - イ 薬物依存の問題を抱える者への支援等
- (3) 非行の防止等
  - ア 非行の防止等
- (4) 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援
  - ア 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援
- (5) 民間協力者の活動の促進等
  - ア 民間協力者の活動の促進及び連携
  - イ 広報・啓発活動の推進
- (6) 市町村への支援とネットワークの構築
  - ア 市町村への支援とネットワークの構築

## 4 計画の推進体制

- (1) 推進体制
- (2) 進行管理

## 5 資料

## 6 「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定骨子案について

令和3年3月に策定した「第8期かながわ高齢者保健福祉計画」について、計画期間を3年（令和3年度～令和5年度）としているため、改定を行うこととし、今般、計画の改定骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（案）」（以下、「基本指針（案）」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、また、当事者目線に立った高齢者福祉を推進するため、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和6年度を初年度とする改定計画を策定する。

#### イ 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

#### ウ 計画期間

令和6年度から令和8年度までの3年間とする。

（団塊の世代が75歳以上となる2025年（計画期間中）、さらに高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた計画とする。）

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。



## (2) 改定のポイント

基本指針（案）を踏まえ、次の事項をポイントに改定する。

### ア ともに生きる社会の実現

地域包括ケアシステムの一層の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことにより、高齢者はもとより、誰もがその人らしく暮らすことができる、ともに生きる社会の実現を目指す。

### イ 当事者目線の高齢者福祉の推進

介護や支援が必要な高齢者や認知症の人、それを支える介護従事者やケアラー（家族支援者）など、多岐にわたる当事者それぞれの目線に立った高齢者福祉を推進する。

### ウ 認知症基本法の施行を見据えた施策の展開

令和5年通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を展開する。

認知症の人及び家族等の意見を聴きながら、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症の理解促進や認知症未病改善など、認知症施策を総合的かつ計画的に進める。

### エ ケアラーへの支援

ヤングケアラーを含むケアラーの負担軽減を図るため、ケアラーに身近な市町村が中心となった支援体制づくりを促進する。

### オ 介護人材の確保

介護人材を確保するため、処遇の改善、職場環境の改善による離職防止などの取組を総合的に実施する。

### カ 科学的介護の推進

介護事業所へのロボット・ICT導入や、データに基づいた科学的介護を推進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質を向上させるとともに、高齢者の自立支援・重度化防止を図る。

## (3) 改定骨子案

別紙のとおり

#### (4) 今後のスケジュール

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 令和5年11月            | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画素案を審議<br>神奈川県社会福祉審議会において改定計画素案を審議 |
| 12月                | 第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を報告                                     |
| 令和5年12月<br>～令和6年1月 | 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  |
| 令和6年2月             | かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進委員会において改定計画案を審議<br>第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報告 |
| 3月                 | 神奈川県社会福祉審議会において改定計画案を審議<br>国基本指針告示<br>計画の改定                    |

## 「かながわ高齢者保健福祉計画」改定骨子案

## 第1章 計画の概要

## 第1節 計画改定の趣旨と基本目標

- 1 計画改定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 計画の基本目標
- 5 計画で取り組む事項
- 6 圏域の設定

## 第2節 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

- 1 人口及び高齢化率の推移
- 2 介護保険の状況
- 3 高齢者の住環境
- 4 高齢者の健康
- 5 高齢者の社会参画活動状況
- 6 高齢者の就業の状況
- 7 認知症高齢者の状況
- 8 高齢者の安心・安全に関する状況
- 9 地域資源の状況
- 10 権利擁護の状況

## 第2章 施策の展開

## 序論 地域共生社会の実現に向けて

## 第1節 安心して元気に暮らせる社会づくり

- 1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 2 高齢者の尊厳を支える取組の推進
- 3 安全・安心な地域づくり

## 第2節 いきいきと暮らすしくみづくり

- 1 未病改善の取組の推進
- 2 社会参画の推進
- 3 生涯にわたる学習・スポーツ・文化活動の推進

## 第3節 認知症とともに生きる社会づくり

- 1 認知症施策の総合的な推進

## 第4節 介護保険サービス等の適切な提供とその基盤づくり

- 1 介護保険サービス等の適切な提供
- 2 人材の養成、確保と資質の向上
- 3 サービス提供基盤の整備
- 4 介護現場の革新

## 第5節 市町村が行う取組の支援施策及び目標値

- 1 自立支援・重度化防止の取組の支援
- 2 介護保険給付適正化の取組への支援

## 第3章 計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理
- 3 新たな動きへの対応と社会福祉審議会等への報告

## 計画の目標値等

## 7 箱根老人ホームに係る県有財産の譲渡先について

社会福祉法人神奈川県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）が運営している箱根老人ホームについて、事業団から他法人への事業譲渡に併せ、無償貸付している県有財産（土地・建物）を譲渡先の法人に有償譲渡することとしている。

このたび、譲渡先の法人について、公募型プロポーザル方式により、選定を行ったので報告する。

### (1) これまでの経過

- 令和5年4月 箱根老人ホームに係る県有財産の譲渡先募集要項の配布開始
- 6月 応募書類の提出締切（応募者3法人）
- 8月 県有財産（箱根老人ホーム）譲渡先選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、「社会福祉法人三つ葉会」を譲渡先候補者として選定
- 9月 選定委員会の結果を踏まえ、県として「社会福祉法人三つ葉会」を譲渡先として選定

### (2) 選定結果

- ・ 3者からの応募は、いずれも県が提示した譲渡条件を満たしており、選定委員会による評価を行った。
- ・ この評価に際しては、事業計画等について書面審査及び面接審査を行った。
- ・ その結果、上位2者の評点が同点（100点満点中66点）となった。
- ・ 入所者が社会との交流を楽しめるような機会を提供するなどの当事者の目線に立った支援や、胃ろうや喀痰吸引など現在の入所者に対する医療的ケアを含む必要な介護サービスを継続して提供できると見込まれる点を、多数の委員が評価した「社会福祉法人三つ葉会」を、譲渡先候補者として選定した。
- ・ 選定委員会の評価を踏まえ、同法人を譲渡先として選定した。

(3) 譲渡先法人の概要（令和5年4月1日時点）

法人名	社会福祉法人三つ葉会
所在地	藤沢市瀬郷 218
代表者	理事長 江頭 瑞穂
職員数	107人(うち常勤41人(看護職員7人、介護職員19人、その他15人)、うち非常勤66人(看護職員10人、介護職員32人、その他24人))
県内で運営している施設	介護老人保健施設 ガーデニア・ごしょみ 所在地 藤沢市瀬郷 218 入所定員 100人

(参考：関連法人の概要)

法人名	社会福祉法人大富福祉会
所在地	横浜市港南区下永谷3-10-7
代表者	理事長 江頭 瑞穂
県内で運営している施設	特別養護老人 ホームパラダイム港南 所在地 横浜市港南区下永谷3-10-7 入所定員 56人

(4) 今後のスケジュール

令和5年9月 県有財産（土地・建物）売買契約締結  
令和6年4月 譲渡先による施設運営開始

(参考：箱根老人ホームの概要)

- ア 所在地 箱根町宮城野 58 番地
- イ 土地 6,603.85 m<sup>2</sup>  
第二種住居地域（入所棟）、第一種住居地域（旧職員宿舎棟）
- ウ 建物 入所棟、旧職員宿舎棟ほか3棟  
鉄筋コンクリート造3階建ほか  
延床面積4,680.45 m<sup>2</sup>
- エ 建築年 平成7年
- オ 運営形態 特別養護老人ホーム（定員86名）  
（介護予防）短期入所生活介護（定員4名）

## 8 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」に基づく基本計画素案について

「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」(以下「条例」という。)に基づく基本計画について、今般、令和6年度を初年度とする計画の素案を作成したので報告する。

### (1) 策定の趣旨

当事者目線の障がい福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、条例第8条に基づく基本的な計画(以下「計画」という。)を策定する。

### (2) 策定のポイント

#### ア いのち輝く地域共生社会の実現

誰もがその人らしく暮らすことができる、いのち輝く地域共生社会「ともに生きる社会かながわ」の実現を目指す計画とする。

#### イ 条例の理念の具現化

条例第3条に規定する条例の基本理念を具現化する計画とする。

#### ウ 当事者目線の徹底

- ・ あらゆる分野において、当事者の目線に立って、計画に盛り込む施策を検討する。
- ・ 計画策定に向け、当事者団体等へヒアリングを行うほか、神奈川県障害者施策審議会に新たに当事者部会を設置し意見を伺う。

#### エ すべての障がいとライフステージを意識

すべての障がいを対象とし、切れ目のない支援など障がい者のライフステージを意識した計画とする。

#### オ 一人ひとりの幸福を追求する観点の充実

一人ひとりの幸福を追求する観点を充実させた計画とする。

#### カ 障がい者の社会参加の推進

障がい者が、主体的に活動を考え、推進できる仕組みを盛り込んだ計画とする。

## キ 多様な主体と行政の連携

民間事業者や障がい当事者とその家族、地域住民などと行政が連携し、行政は支援機関としての役割に加え、地域づくりのプラットフォームとしての役割を担う計画とする。

## ク 当事者目線の障がい福祉の具体的な実践イメージ

中井やまゆり園における改革など、当事者目線の障がい福祉の具体的な実践イメージを盛り込んだ計画とする。

### (3) 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

なお、基本計画の中の「神奈川県障がい福祉計画」に該当する箇所については、現行の計画期間が3年であることから、令和8年度に中間見直しを行う。

### (4) 今後のスケジュール

令和5年10月

～11月 計画素案に対するパブリック・コメントの実施

11月 神奈川県障害者施策審議会において計画素案（二回目）を審議

12月 第3回県議会定例会厚生常任委員会に計画素案（二回目）を報告

令和6年2月 神奈川県障害者施策審議会において計画案を審議

第1回県議会定例会厚生常任委員会に計画案を報告

3月 計画の策定

### <別添参考資料>

参考資料1 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画（仮称）素案」

## 9 神奈川県立総合療育相談センターの今後の方向性について

神奈川県立総合療育相談センターあり方検討会(以下「検討会」という。)の報告書を踏まえた、神奈川県立総合療育相談センター(以下「センター」という。)の今後の方向性について報告する。

### (1) センターの概要(現状)

設置年月：平成8年4月

主な機能：障害者更生相談所 [対象：政令市以外]

障害児等療育支援事業 [対象：政令市・中核市以外]

障害者手帳交付事業(身体) [対象：政令市・中核市以外]

〃 (療育) [対象：政令市以外]

診療所(外来診療) [リハビリテーション科、小児神経科、  
整形外科、児童精神科]

診療所(入院診療) [整形外科]

短期入所

### (2) 検討会報告書を踏まえた基本的な考え方

今後は、より身近な地域で療育相談やリハビリテーション、短期入所などの支援を受けられるよう、地域の療育支援体制の充実に向け、センターは市町村や関係機関、医療機関との連携を強化し、地域をバックアップしていく。

### (3) センターの今後の方向性

#### ア 障害児等療育支援事業

##### (ア) 現状

センターでは、障がい保健福祉圏域毎に、医師・理学療法士等の専門スタッフが巡回し、在宅の障がい児とその保護者及び療育担当職員に対して、必要な診断・評価・訓練・療育等を行う巡回リハビリテーション支援を行っている。

##### (イ) 課題

県所管域における療育支援事業をセンター1か所のみで行っており、地域の支援ニーズに対応しきれていない。

##### (ウ) 今後の方向性

- 令和5年度6月補正予算に計上した「障害児等地域療育支援モデル事業」※を、民間法人への委託により一つの障がい保健福祉圏域で実施するとともに、その事業効果を検証した上で、他の障がい保健福祉圏域への事業の拡大について検討する。



- ・ センターは、対応困難な支援ケースに対するサポートや、助言指導など各圏域をバックアップする役割を担う。

※「障害児等地域療育支援モデル事業」

在宅の重症心身障がい児者等の地域における生活を支えるため、より身近な地域で療育相談やリハビリテーションなどの支援を受けられるよう、社会福祉法人等への委託により、モデル事業を実施し、療育支援体制の充実を図る。

## イ 診療所（入院診療）

### (ア) 現状

整形外科のリハビリテーション目的の入院を受け入れているが、利用者は地域での入院診療の受け皿の拡充等により減少している。

### (イ) 課題

センターの整形外科病棟における入院診療は、医療人材の体制確保が難しいことから、勤務ローテーションの維持等が困難となっている。

### (ウ) 今後の方向性

地域での入院診療の受け皿の拡充等により入院の利用者が減少していることなどを踏まえ、センターの診療所は外来診療のみとして、令和5年度末をもって入院診療のための病床を廃止する。

## ウ 短期入所

### (ア) 現状

整形外科病棟の空床を利用し、在宅で療養する肢体不自由児及び重症心身障がい児者等のご家族の休息（レスパイト）等のニーズに対応するため、短期入所の受入れを行っている。

### (イ) 課題

施設等老朽化と医療人材の体制確保が難しいことから、急変時の対応が困難であり、最重度の方の受入れができていない。

### (ウ) 今後の方向性

- ・ 令和5年度6月補正予算に計上した「障害児等メディカルショートステイ運営事業」※を、高度な医療的ケアへの対応が可能な小児医療機関等に委託し、医療的ケア児を含む重症心身障がい児者を短期入院として受け入れることにより、現在、センターでの受入れが難しい最重度の方の受け皿を確保する。
- ・ センターの短期入所では、引き続き、比較的医療的ケアの度合

いの低い方を受け入れる。

※「障害児等メディカルショートステイ運営事業」

医療的ケア児を含む在宅の重症心身障がい児者の介護を担う家族等の休息のため、県内の中核的な小児医療機関等の協力を得て、短期入院（メディカルショートステイ）により、対象児者の一時的な生活の場を確保する。

(4) 今後のスケジュール

令和6年4月に向け、利用者、家族への説明を行うとともに、モデル事業を通じて、市町村、関係機関、医療機関との連携を強化する。

## 10 県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプランについて

令和5年5月に県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）において取りまとめられた「県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プログラム」の提言を実践するために、園と本庁が取り組む内容やスケジュールを具体化した「県立中井やまゆり園当事者目線の支援アクションプラン ～一人ひとりの人生を支援する～」（以下「アクションプラン」という。）を7月末に策定したので報告する。

### (1) アクションプラン策定までの経過

- 令和5年6月 令和5年第2回県議会定例会厚生常任委員会及び共生社会推進特別委員会に骨子を報告  
プロジェクトチームメンバーに説明・意見聴取
- 7月 園職員や支援改善アドバイザーと議論  
利用者及び家族に説明・意見聴取  
知事が園を訪問し、利用者・家族から意見聴取

### (2) アクションプランの概要

#### ア 計画期間

令和5年度から令和7年度までの3年間

#### イ 理念・役割

##### (ア) 理念

本庁と園が一体となって

- ・ 利用者一人ひとりの当事者目線に立って、利用者が主体となれるよう人生を支援する。
- ・ 障がい当事者が街の中で当たり前前に暮らせる地域共生社会を目指し取組を進める。

##### (イ) 役割

利用者一人ひとりが地域でその人らしく望む暮らしが実現できるよう、本庁と園が一体となって、地域生活移行<sup>\*</sup>を進めるため、次の役割を果たしていく。

- ・ 地域生活が困難となった障がい者を一時的に受け入れ、再び地域の中で居場所を作り、仲間たちとのつながりの中で暮らしていけるような通過型施設としての支援を確立する。

- ・ 園内外での日中活動を充実させるなど、地域と利用者本人とが関わりを深め、お互いに変わっていくことで地域の中で本人の人格の発達と存在が保障される支援を確立する。
- ・ 今後の障がい福祉施策の検討を行うため、園を障がい者支援に関する研究、人材確保や育成といったフィールドとする。その中でも、現在園で課題となっている知的障がい者が適切に医療を受けられる体制づくり等の課題についても検討する。

※ ここでの「地域生活移行」とは、自宅やグループホームに居所を移すことだけではなく、日中は地域で活動し、居場所を作るとともに、仲間とのつながりを感じられるなど、社会の一員として、地域の人々と自然なふれあいを持てる暮らしを取り戻していくことである。

利用者が地域に住まいを移した後も、継続的に支援していくとともに、一時的に地域での生活が難しくなった場合には、施設で受け入れるなど、利用者や家族に寄り添った支援を行っていく。

## ウ 具体的な取組内容

4つの柱ごとに取組内容やスケジュールを明記

### I 人生に共感し、チームで支援する

利用者一人ひとりに、これからどのように暮らしたいかを聞いて、その実現に向けた支援を約束し、チームで支援する。また、利用者一人ひとりの人生を支援するためのガバナンスを強化する。

### II 暮らしをつくる

- ・ 施設は、人が暮らす場であるということを意識し、園内での暮らしを再構築する。また、地域での暮らしをイメージした園内の日中活動の充実を図る。
- ・ 施設が地域に溶け込んで、全ての利用者が日常的に地域に出て、仲間たちとのつながりや役割を実感できるよう、園外での日中活動の充実を図る。また、利用者が地域生活をイメージできるよう、様々な体験の場をつくる。
- ・ 施設を居心地の良い環境に改善する。
- ・ 地域での活動を具体的に実現するための事業計画・行事計画を利用者と一緒に作成する。

### Ⅲ いのちを守る施設運営

- ・ 利用者一人ひとりのいのちを守るという強い意識をもって、利用者の生活を考え、支援する。また、園の医療提供体制を見直すとともに、知的障がい者に必要な医療の在り方を検討する。
- ・ 虐待が疑われる事案や事故が発生した場合の対応を徹底する。

### Ⅳ 施設運営を支える仕組みの改善

- ・ 利用者支援の質を評価する仕組みを構築する。
- ・ 職員の不安、悩み、ストレスを解消するための仕組みを構築する。
- ・ 利用者の望みを第一に考え、その暮らしや人生に寄り添う、当事者目線の支援を実践する人材を育成する。
- ・ 利用者の暮らしに合わせた人員配置体制や、利用者が暮らしやすい施設規模に見直す。

## エ 進捗確認体制

「県立中井やまゆり園改革アドバイザー会議」（以下「アドバイザー会議」という。）を設置し、定期的に第三者による進捗確認を行う。

（構成員一覧）

（50音順、敬称略）

氏名	所 属	区分
大川 貴志	社会福祉法人同愛会 てらん広場統括所長	施設関係
小川 陽	特定非営利活動法人かながわ障がいケア マネジメント従事者ネットワーク 理事	意思決定支援
小西 勉	ピープルファースト横浜 会長	当事者関係
佐藤 彰一	國學院大学 法学部 教授	学識関係
隅田 真弘	足柄上地区委託相談支援事業所相談支援センター りあん ピアサポーターフレンズ	当事者関係
野崎 秀次	汐見台病院 小児科、児童精神科、 精神保健指定医 医師	医療関係
渡部 匡隆	国立大学法人横浜国立大学大学院 教育学研究科 教授	学識関係

(3) 今後のスケジュール

- アクションプランに示したスケジュールに基づき、本庁と園が一体となって具体的な取組を進めていく。
- 令和5年10～11月と令和6年2～3月に、アドバイザリー会議を開催し、進捗状況を確認するとともに、必要に応じて、アクションプランを見直す。

## 11 県立障害者支援施設「厚木精華園」における虐待事案について

県立障害者支援施設「厚木精華園」（指定管理者：社会福祉法人かながわ共同会）において発生した虐待事案の概要等を報告する。

### (1) 事案の概要

- ・ 令和5年4月28日午前10時過ぎ、生活支援にあたる職員（50代男性）が、利用者（80代男性）の行動を制止しようとする中、床に引き倒すなどの行為があった（利用者にけがはなかった）。
- ・ この場面を目撃した職員が園幹部職員に報告し、園は見守りカメラの映像確認や当該職員へのヒアリング調査により事実を確認し、同日、当該利用者に係る支援費の支給を決定した自治体に虐待通報した。
- ・ 通報を受けた自治体では、職員が自身の腕を当該利用者の脇の下に入れて首に手を回し、ゆっくりと床に引き倒したこと、倒されて横になっている当該利用者に対してこぶしを振り上げ威嚇したことは、身体的虐待及び心理的虐待にあたりと認定し、同年8月25日、同園に改善指導を行った。

### (2) 県及び指定管理者の対応

- ・ 県は、他の利用者に同様の行為がないかなど、同年5月以降、原因究明や再発防止に向け、随時モニタリングを実施し、指定管理者に対し、改善指導を行っている。  
また、全ての県立施設で起こりうる問題として、9月5日に緊急県立施設長会議を開催し、日頃の支援が利用者の人権を侵害していないか、支援者目線になっていないか、自己点検を実施するよう指導した。
- ・ 指定管理者は、利用者保護のため、当該職員を利用者の支援業務から外すとともに、所属調査を実施し、原因究明や再発防止に向けた取組を進めている。

## 12 県立障害者支援施設の方向性について

県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）の方向性について、当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会及び県立中井やまゆり園当事者目線の支援改革プロジェクトチームからの指摘及び提言を踏まえ、利用者、家族などの意見を伺いながら検討を進めていることから、現在の検討状況を報告する。

### (1) 県立施設の方向性に関する基本的な考え方

#### ア 現状

- ・ 中井やまゆり園で当事者目線の支援を実践する中で、利用者が日中活動に参加して笑顔を見せるなど、良い変化が起きはじめているが、こうした変化がなぜ起きているのかを、学術的、体系的に説明できない。
- ・ また、全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、どんな障がいがあっても、その人が望む暮らしを実現できることを示す必要があるが、重度障がい者の地域生活移行は、県立・民間を問わず進んでいない。

#### イ 課題

- ・ 全ての入所施設が当事者目線の支援を実践し、条例の目指す当事者目線の障がい福祉を実現するためには、科学的根拠に基づく当事者目線の支援を確立する必要がある。
- ・ 確立した支援を全ての入所施設等に広めるとともに、こうした支援を実践できる人材を育成する必要がある。
- ・ しかし、福祉に関する科学的な研究や人材育成は、採算性が低いため、民間施設での実施は困難であり、現在は、現場での経験の積み上げによる支援が中心となっている。

#### ウ 今後の県立施設の役割、基本的な方向性

- ・ 今後の県立施設は、当事者目線の支援を確立し、広めるための「福祉科学研究」と「人材育成」へと役割を転換する。
- ・ 施設をフィールドとして、当事者目線の先駆的な支援と重度障がい者の地域生活移行というテーマで研究を進め、科学的根拠に基づく支援を確立し、それを実践できる専門人材を育成する拠点となることで、当事者目線の支援のモデルを示す。



- ・ これまでの取組や実績、地域資源が豊富な立地といった特長を生かすことができる施設を県立施設として継続し、それ以外の施設はこれまでの取組を継続しながら、柔軟な運営ができる民間法人へ移譲する。
- ・ 本人の望む暮らしを支援するため、一人ひとりに目が行き届くよう、現利用者の居場所を確保した上で、施設の小規模化を図る。

## (2) 各県立施設の方向性

### ア 県立施設として継続

#### (ア) 中井やまゆり園

これまで強度行動障害対策の中核施設に位置付けられており、現在は、アクションプランに基づく当事者目線の支援の実践に取り組んでいる。この取組は、県立施設だけでなく、全ての入所施設のモデルとなるものであり、県立施設として継続し、役割を果たしていく。

### イ 民間法人へ移譲

#### (ア) さがみ緑風園

利用者の望む暮らしの実現に向けて取り組んできた結果、介護保険施設等との役割分担が進み、利用者が減少しており、今後の県立施設としての役割は低く、民間法人へ移譲する方向で調整する。

#### (イ) 厚木精華園

高齢の知的障がい者支援のモデル施設としての役割を果たしてきたが、民間による取組が進んでおり、今後の県立施設としての役割は低く、民間法人へ移譲する方向で調整する。

#### (ウ) 三浦しらとり園

横須賀三浦地域における拠点施設として役割を果たしているが、今後の県立施設としての役割は低く、民間法人へ移譲する方向で調整する。また、建物の老朽化が進んでいるため、再整備する。

### ウ 引き続き方向性を検討

#### (ア) 芹が谷やまゆり園

地域資源が豊富な立地を生かして、重度障がい者の地域生活移行を進めることができる可能性が高く、県立施設として役割を果たしていくことが期待できるが、新たな指定管理が始まったばかりであり、その運営状況を検証しながら、引き続き方向性を検討する。

(イ) 津久井やまゆり園

意思決定支援という先駆的な取組を進めており、県立施設として役割を果たしていくことが期待できるが、新たな指定管理が始まったばかりであり、その運営状況を検証しながら、引き続き方向性を検討する。

(ウ) 愛名やまゆり園

県内全域からアクセスがしやすく、地域資源が豊富な立地を生かして、重度障がい者の地域生活移行を進めることができる可能性が高く、県立施設として役割を果たしていくことが期待できるが、建物の老朽化が進んでいることから、再整備の検討とともに、再整備期間中の指定期間延長も視野に入れながら、引き続き方向性を検討する。

(3) 今後の県立施設の役割を果たす施設の組織執行体制

今後の県立施設の役割を果たすためには、県直営や指定管理者制度による運営も可能であるが、柔軟な予算執行や人材確保により、研究などの役割を効果的に果たすことが期待できる地方独立行政法人による運営が望ましいと考える。

(4) 中井やまゆり園を地方独立行政法人化する場合の進め方

中井やまゆり園が地方独立行政法人による運営に移行する場合には、法人の設立に向けて、定款や中期目標等の策定、人事給与・財務会計制度の構築やシステム導入等の準備を進める。

また、過去の地方独立行政法人の設立事例では、準備に相当の期間を要していることを踏まえて、組織執行体制の移行時期を検討していく。

< 県立施設の方向性（令和5年9月時点での整理） >

県立施設として継続 地方独立行政法人による運営が望ましい施設	中井やまゆり園
民間法人へ移譲 〔 移譲に向けて、利用者や家族、現指定管理者（指定管理施設のみ）の意向も踏まえながら、移譲の時期、相手先や条件の検討を進め、調整がついた施設から順次、移譲していく。 〕	さがみ緑風園 厚木精華園 三浦しらとり園
引き続き方向性を検討 (指定管理や施設の再整備の状況を踏まえて、引き続き検討していく。)	芹が谷やまゆり園 津久井やまゆり園 愛名やまゆり園

(5) 今後の対応

「県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」をもとに、県議会、利用者やその家族、市町村等と議論を重ねながら、年内を目途にまとめる。

< 別添参考資料 >

参考資料2 「令和5年度 県立障害者支援施設の方向性ビジョン（素案）」

(参考：県立障害者支援施設の概要)

施設名 (所在地)	管理方法	主な対象	定員	築年数 (部屋)
中井やまゆり園 (中井町)	直営	知的障がい者	140人	築23年 (個室・多床室)
さがみ緑風園 (相模原市南区)	直営	身体障がい者	80人	築21年 (個室中心)
芹が谷やまゆり園 (横浜市港南区)	指定管理	知的障がい者	66人	築1年 (個室)
津久井やまゆり園 (相模原市緑区)	指定管理	知的障がい者	66人	築2年 (個室)
愛名やまゆり園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	120人	築37年 (多床室中心)
厚木精華園 (厚木市)	指定管理	知的障がい者	112人	築30年 (多床室中心)
三浦しらとり園 (横須賀市)	指定管理	知的障がい児 知的障がい者	40人 112人	築40年 (多床室中心)

## 13 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」の改定骨子案について

平成 31 年 3 月に策定した「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について、計画期間を 5 年（平成 31 年度～令和 5 年度）としているため、本県におけるホームレスの現状等を踏まえ、改定を行うこととし、今般、計画の改定骨子案を作成したので報告する。

### (1) 改定の概要

#### ア 改定の趣旨

県では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づく「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を平成 31 年 3 月に策定した。

現行の計画は、計画期間を 5 年（平成 31 年度～令和 5 年度）としているため、令和 5 年 7 月 31 日に策定された国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「生活困窮者自立支援法」の趣旨を踏まえ、改定を行う。

#### イ 計画の位置付け

法第 9 条第 1 項に基づき、県が、市町村や民間団体等と連携・協働して取り組む目標や取組を示すとともに、県内の市町村が、地域の実情に応じた取組を実施していくための指針を示すものである。

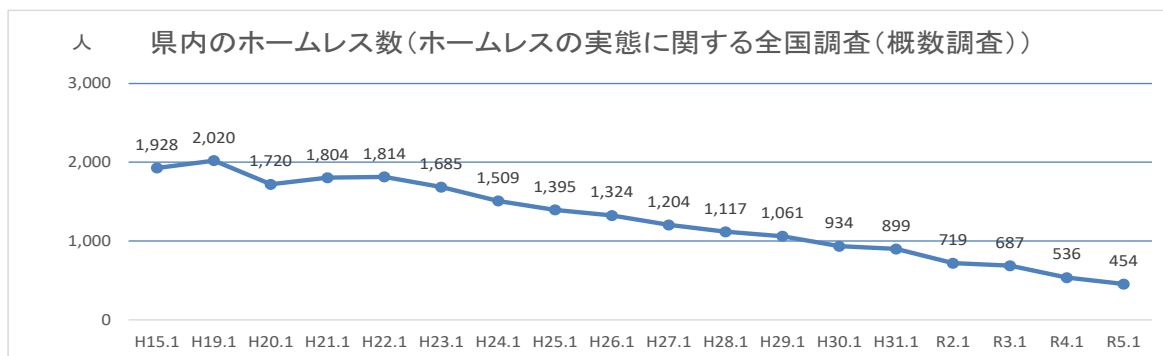
#### ウ 計画期間

令和 6 年度から令和 10 年度までの 5 年間とする。

#### エ 対象区域

県内全市町村とする。

## オ ホームレスの現状



### (2) 改定のポイント

国の基本方針などを踏まえ、次の視点を踏まえた改定を行う。

- ・ ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化など、当事者の状況や意向に応じた支援
- ・ 不安定な居住の状況にある者など、ホームレスになるおそれのある者も含めた、生活困窮者自立支援法に基づく支援
- ・ 新興感染症など、想定し得ない事態が生じた場合の生活困窮者自立支援法などによる支援
- ・ 安定した居住場所の確保や支援団体等と連携した生活支援
- ・ 就労状況やニーズに応じた支援
- ・ 保健医療の確保
- ・ 性の多様性等ホームレスの個々の実情に配慮した相談等の支援
- ・ 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」の施行を踏まえた、自分らしい生き方への配慮

### (3) 改定骨子案

令和5年8月21日に「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画策定会議」（以下「策定会議」という。）を開催し、現行計画の評価を行い、改定骨子案を作成した。（別紙のとおり）

### (4) 今後のスケジュール

- 令和5年9月 市町村、関係団体・NPO等からの意見聴取
- 11月 第2回策定会議において改定計画素案を審議
- 12月 改定計画素案に対するパブリック・コメントの実施  
市町村、関係団体からの意見聴取

第3回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画素案を  
報告  
令和6年2月 第3回策定会議において改定計画案を審議  
第1回県議会定例会厚生常任委員会に改定計画案を報  
告  
3月 計画の改定

**<別添参考資料>**

参考資料3 「県内ホームレスの現状」

## 「神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」改定骨子案

## (1) 計画の概要

## ア 経過と改定の趣旨

## イ 実施計画の位置付け

(ア) 実施計画の性格

(イ) 計画期間

## (2) 本県におけるホームレスの現状

## ア 県内のホームレスの現状

## イ ホームレスの施策の現状

## (3) ホームレス対策の推進方策

## ア 基本的考え方

(ア) 基本目標

(イ) 重視すべき視点

## イ 重点方策

(ア) 当事者の立場に立った、ホームレスの人権擁護と地域共生の促進

(イ) ホームレスとなることを未然に防止するための対応

(ウ) 多様性に配慮した包括的な相談及び支援体制の確保

(エ) 緊急援助及び生活保護法による保護の実施

(オ) 安定した居住場所の確保や生活支援の実施

(カ) 保健及び医療の確保

(キ) 就業機会の確保や多様な自立への理解

## (4) ホームレス対策の推進

## ア 県・市町村・民間団体の役割、連携・協働及び地域住民の役割

(ア) 県・市町村の役割

(イ) 民間団体の役割

(ウ) 地域住民の役割

## イ 計画の推進

(ア) 県庁内の連携

(イ) 県・市町村の連携

(ウ) 民間団体との連携

## ウ 計画に定めた施策の評価

## 14 神奈川県生活困窮者対策推進本部の取組状況について

全庁横断的にコロナ禍や物価高騰下における生活困窮者対策を進めるため、知事を本部長として設置した「神奈川県生活困窮者対策推進本部」の取組のうち、主に福祉子どもみらい局関係の取組状況等について報告する。

### (1) 令和4年度の主な取組実績

コロナ禍の影響を強く受ける、「子ども」「女性」「孤独・孤立に陥っている方」を支援する事業に取り組んだ。

(取組実績については、令和5年8月1日に県ホームページで公表)

予算	区分	主な事業	主な実績
令和4年度当初予算	子どもへの支援	子ども食堂協力金の支給	174か所に支給(注)
		県立高校での朝夕食の提供	朝食提供 4校(6月～) 夕食提供 13校(定時制)
	女性への支援	女性電話相談体制の強化	電話相談窓口の拡充(9月から1回線増) 電話接続率 96.0%(強化前48.6%)
		DV被害者支援団体の体制支援	5団体に補助金を交付し支援 心理士の配置やシェルター借上等に活用
	孤独・孤立に陥っている方への支援	ひきこもり等への支援	L I N E相談窓口の開設(4月～) 相談件数:536件
		ヤングケアラーの支援	L I N E相談(5月～) 141件 電話相談(6月～) 51件 ケアラー支援専門員の設置 ケアラーズカフェの立ち上げに係る経費補助 7か所
	共助の推進に向けた仕組みづくり	NPOと企業等とのマッチング支援	かながわSDGsパートナーミーティングで企業等との連携に向けたマッチングを促進
6月補正予算	NPO等への協力金の支給	合計698か所・団体に支給 【内訳】子ども食堂 174か所(注) 生活困窮者支援団体 49団体 女性支援団体 8団体 ひきこもり等支援団体66団体 高齢者団体等 401団体	
	生活困窮者支援制度の普及啓発	ポータルサイトの開設(2月～) 出前講座の開催(10月～)	
	こころの健康相談等の拡充	L I N E相談窓口の拡充(8月から4回線増)、電話相談窓口の拡充(11月から24時間対応) 相談件数(L I N E):7,791件 (令和3年度:7,397件) 相談件数(電話):21,064件 (令和3年度:7,966件)	



9 月 補 正 予 算	若者の社会への巣立ちを応援する NPOの取組を支援	10 団体を通じ、大学等の受験料、就職活動の準備費用等を 152 人（延べ 195 人）に支援
----------------------------	------------------------------	---

（注）子ども食堂協力金は、令和4年度当初予算及び6月補正予算の事業費による支給先の合計

## (2) 今後の取組

### ア 令和5年度予算に計上した事業の着実な推進

NPOへのヒアリング等により明らかになった、困難に直面していても助けを求める声をあげづらく、支援が届いていない若者の深刻な課題に対する支援を強化していくため、支援が必要な子ども・若者に対して、当事者目線で支援情報を届ける「見えやすい環境づくり」と、当事者からのSOSを待たずに積極的にアプローチしていく「徹底したアウトリーチ」に取り組んでいく。

予算	区分	主な事業	概要
令 和 5 年 度 当 初 予 算	子 ど も へ の 支 援	子どもの貧困実態把握調査	計画改定や施策立案につなげるため、県内の子どもの貧困実態把握調査を行う。
		ひきこもり等 青少年相談事業等	ひきこもり等の当事者や家族を支援するため電話相談等を行うほか、医師・弁護士等の多職種支援チームにより、伴走支援を行う市町村等を支援する。また、SNS相談を行うほか、Web広告を実施する。
		ICTを活用したいのちの相談支援体制強化	こころの健康に関する悩みに対応し、自殺を未然に防ぐため、LINEによる相談等を行う。
		ケアラーへの支援	医療連携、法律相談、アウトリーチ生活支援を実施するとともに、新たに県央地域に一時的な滞在場所及び相談室を設置する。
		子ども・若者未来応援推進事業	NPO法人等が行う進学や就職に困難を抱える若者たちを応援する活動や、アウトリーチによる寄り添い支援に対して補助する。
	メタバースを活用した社会参加支援	ひきこもり等の当事者の社会参加を支援するため、他者と交流可能な居場所を仮想空間（メタバース）上に試験的に設置し、外出せずに気軽に参加できるイベントを実施する。	
	女 性 へ の 支 援	女性総合相談窓口の設置	不安や課題を抱える女性を支援するため、総合相談窓口を設置し、電話、メール、面接やSNSを活用した相談を実施する。

			また、行政窓口等への同行支援を行うほか、生理用品の配布等を行う。
	孤独・孤立に陥っている方への支援	住居不安定者の生活再建支援	失業や生活困窮により、住居を失ったり、またそのおそれがあるなど、不安定な居住状態にある者の生活再建を後押しするため、住居探しから定着までの一貫した支援を実施する。
	共助の推進に向けた仕組みづくり	共助の輪による支援の仕組みづくり	生活困窮者支援などの社会的課題を解決するため、かながわSDGsパートナーをはじめとした多様な主体とのパートナーシップにより、県民の具体的なSDGsアクションを創出し、共助の輪による支援の仕組みづくりを加速化する。
5月補正予算	NPO等への協力金の支給		電気代等の高騰による生活困窮者支援団体等の負担を軽減するため、支援金を支給する。

## イ 孤独・孤立対策推進法への対応

### (ア) 法の概要

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるもの。

同法において、地方公共団体は、関係機関等により構成され、必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う孤独・孤立対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くよう努めることとされた。

（令和5年6月7日公布、令和6年4月1日施行）

### (イ) 県の取組

法の基本理念に基づき、当事者や家族の立場に立って、人と人との「つながり」を実感できる施策を生活困窮者対策推進本部が中心となって、全庁横断的に進めていく。

### (ウ) 今後のスケジュール

令和5年10月～ 本県における地域協議会の実施体制等を検討

令和6年4月～ 本県における地域協議会の設置、市町村の取組を支援